

了德寺大学

令和元年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和2年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

了徳寺大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

「高度専門職業人養成」に比重を置いた大学として、使命・目的及び教育目的を学則に明示し、ホームページで公表している。開学の理念は、和文・漢文・英文でホームページに公表し、本館エントランスホールに掲示するほか、教職員身分証の裏面に貼付して、理念の周知を図っている。平成 30(2018)年度の各学科における三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）改定時に、開学の理念、設置目的、学科の教育目的を反映して、学部としての三つのポリシーを策定するとともに、「中長期計画策定委員会」を発足した。教育研究上の目的達成のため、健康科学部理学療法学科、整復医療・トレーナー学科、看護学科の 1 学部 3 学科、附属図書館、附属診療所、総合文化研究所及びウェルネストレーニングセンターを組織し、学部の教養教育は教養部が、専門基礎教育は医学教育センターが、専門教育は各学科が担うなど、機能別に組織を編制している。

「基準 2. 学生」について

教育目的を具体化したディプロマ・ポリシーに則したアドミッション・ポリシーを学科ごとに策定し、ホームページなどで周知するとともに、入学試験委員会のもと、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れを実施している。障がいのある学生、中途退学、休学及び復学、留年した学生等に対して多様な対応を行うとともに、学内の委員会及び学生担任が学生支援課と協働し、学修支援、学生生活支援及びキャリア支援の体制を整備している。大学設置基準及び各指定規則に適合した施設・設備を確保し、図書館には、コンピュータールーム、グループ研究室等を整備している。学外の臨床実習施設は、附属診療所を含め適切に確保している。バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性は良く、建物は耐震基準に適合するなど学修環境を整備している。学生の意見や要望をくみ上げ、大学の改善に生かすための PDCA サイクルは機能している。

〈優れた点〉

○教職員による各種学内委員会や教員による学生担任制度と職員による学生支援課とが協働した学修支援体制が構築され、更に助手を活用しての入学前準備教育、初年次教育、保護者懇談会などの学修支援が進められていることは評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページなどで公表している。一部の必修科目についてシラバスが作成されていないので、改善は必要であるが、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、卒業認定基準を厳正に適用するとともに、卒業認定要件として卒業試験を制度化し、質の高い医療人の輩出に努めている。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成し、カリキュラムツリーによりカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を保ちながら、履修登録単位数の上限設定で、単位制度の実質化を図っている。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価のため、授業改善委員会等で学生の学修・資格取得・就職状況の把握に努め、科目レベル、教育課程レベルでのアセスメントを実施している。「教育力向上のための PDCA サイクル」を定め、ディプロマ・ポリシーに沿った授業の実現と学修成果の向上を目指しており、国家試験へのきめ細かな取組みにより良好な成果を得ている。

〈優れた点〉

○各学科において科目履修の先修条件を設定し、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的な順序性を担保する仕組みを運用していることは評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

大学の教学上の決定権者は学長であることを規則上明確にする改善は求められるが、学長補佐として副学長を置き、「了徳寺大学事案決定実施要綱」で学長その他役職者の決定対象事項を定めており、大学の意思決定における学長の適切なリーダーシップの発揮及び権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントは、概ね構築され機能している。大学設置基準に定める専任教員数、教授数を充足し、規則に基づいた教員の採用・昇任を行っている。教員の資質向上を目指し授業改善委員会を置き、教授法及び教職員の相互研さんの支援等を実施するとともに、「FD ネットワークつばさ」に加盟し、他大学との連携において FD(Faculty Development)を強化している。また、令和元(2019)年度から SD(Staff Development)研修方針及び計画を作成し取組みを開始している。大学の使命・目的及び教育目的に沿い、総合文化研究所、ストレスフリー療法研究センター、ウェルネストレーニングセンターの研究機関を設置している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

法令遵守のもと、「開学の理念」に定める使命と寄附行為、学則、諸規則にのっとり運営をしている。環境保全、人権、安全への配慮をもって、経営の規律と誠実性の維持及び使命・目的の達成に向けた実現への継続的努力をするとともに、「了徳寺大学憲章」を掲げ、三つの行動指針を信条とする旨を役員、教職員に対して周知している。役員の選任、理事会・評議員会は、理事長のリーダーシップのもと寄附行為に基づいて行い、意思決定体制を整備し機能させている。また、「了徳寺大学合同会議」を置き、法人と大学間の意思決定における円滑化を図っている。学生数の確保により、安定した財務基盤の確立と収支バランスを確保している。加えて、ストレスフリー器の普及発展を見込んだ財源により、「5 年後には授業料完全無償化の実現」を骨子とする中長期財務計画を策定中である。会計処理は適切で、平成 31(2019)年度から組織を新設し、内部監査に係る新たな取組みを開

始した。

「基準 6. 内部質保証」について

「学校法人了徳寺大学自己点検・評価に関する規程」を定め、理事会のもと、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置している。規則に沿った運用には至っていないが、今回の認証評価を契機に自己点検評価室を新設し、日本高等教育評価機構の求めに則したデータ収集により、IR(Institutional Research)機能は高まりつつある。三つのポリシーを定め、公開授業、学生生活アンケート、授業改善アンケートを学修成果の点検に用いるなど、学修成果を焦点とする査定は概ね構築されている。「『教育力向上のための PDCA サイクル』における指導・助言のための指針」を定め、三つのポリシーを起点とした内部質保証のため、自己点検・評価を行い、その結果を教育の改善・向上に反映すべく努めている。管理運営においては、認証評価結果の検証やその後の継続した自己点検・評価が十分とは言えず、内部質保証に関しての機能性については改善が求められるが、組織の整備及び責任体制が確立されたことから、今後が期待される。

総じて、大学は、開学の理念に基づく使命・目的及び教育目的により、千葉県浦安市に所在する保健医療福祉系の大学として、地域住民の健康保持増進に貢献している。開学の理念である「医療と芸術の融合」を柱に、理学療法学科、整復医療・トレーナー学科、看護学科全てにおいて「感性豊かな医療人」を育成すべく教育努力を積み重ねている。また、「柔道の了徳寺」として、柔道を通じて社会に貢献している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1. ストレスフリー療法（研究活動）
2. ストレスフリー体験室（学生と教職員の福利厚生）
3. 難病無料相談室（社会貢献および研究活動）

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、使命を「総合的な教養を身につけた高度で資質の高い医療専門職の人材を育成」すること、目的を「我が国の保健医療の向上と福祉の増進に寄与すること」とうたい、設置目的及び各学科の教育目的のほか、開学の理念及び教育理念を簡潔に文章化している。また、文部科学省中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」が挙げる七つの機能のうち、「高度専門職業人養成」に比重を置いた大学として個性・特色を明示している。

社会の要請を受け、平成 18(2006)年に 2 学部 2 学科で開学し、社会情勢の変化により、平成 26(2014)年度から、健康科学部理学療法学科、整復医療・トレーナー学科、看護学科の 1 学部 3 学科体制で現在に至っている。開学の理念である「医療と芸術の融合」は、学部共通科目として「芸術表現」を開講するとともに、看護学科には「看護と芸術」科目も併せて開講している。開学の理念の具現化を目指し、総合文化研究所を設立している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的を学則に明示し、ホームページで公表している。役員及び教職員にはこれらを掲載した「学生便覧・履修の手引」を配付して、理解と支持を深めている。

開学の理念は、和文・漢文・英文でホームページに公表し、本館エントランスホールに掲示するほか、教職員身分証の裏面に貼付して、理念の周知を図っている。

平成30(2018)年度の各学科の三つのポリシー改定時に、開学の理念、設置目的、学科の教育目的を反映して、学部としての三つのポリシーを策定するとともに、「中長期計画策定委員会」を発足し、10～15年を見据えた中長期的計画の策定を目指している。

教育研究上の目的達成のため、健康科学部、附属図書館、附属診療所、総合文化研究所及びウェルネストレーニングセンターを設置し、学部の教養教育は教養部が、専門基礎教育は医学教育センターが、専門教育は各学科が担うなど、機能別に組織を編制している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

各学科の教育目的を具体化したディプロマ・ポリシーに則したアドミッション・ポリシーが学科ごとに策定され、ホームページや大学案内、学生募集要項を通じて周知されている。

入学者の受入れは「了徳寺大学入学者選抜規程」により入学試験委員会のもと、アドミッション・ポリシーに沿って、一般入学試験、推薦入学試験及びアドミッション・オフィス入試等の入試区分により丁寧に実施され、大学全体として入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。入学試験の問題は大学で作成されている。入学者選抜に関する必要事項は、ホームページや学生募集要項に記載され、学外に周知されている。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働での学修支援体制が構築され、「了徳寺大学障がい学生支援規程」に基づき、障がいのある学生に対する学修支援においても配慮がなされている。

学生からの授業科目等に関する質問や相談に対応し、また学生と教員とのコミュニケーションの充実のために、全学でオフィスアワー制度が設けられ、スケジュールは学内に周知されている。

中途退学、休学及び復学、留年した学生への対応は、担任面談によりなされている。国家試験の不合格者については、卒業後に「特別研究生」の資格で大学において指導を受けることができる体制がとられるなど、学生個々が抱える問題に対して、多様な対応がなされている。各学科の実習・演習科目では、助教や助手を複数配置して学生が実技に取組みやすい学修支援を行っている。

〈優れた点〉

- 教職員による各種学内委員会や教員による学生担任制度と職員による学生支援課とが協働した学修支援体制が構築され、更に助手を活用しての入学前準備教育、初年次教育、保護者懇談会などの学修支援が進められていることは評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

「了徳寺大学進路支援本部規程」により、進路支援本部会議が置かれ、学生の社会的・職業的自立への支援に向けた方針を決定している。各学科には、学科長を責任者とした進路支援部が置かれ、学生支援課での指導実践と合わせ、教員組織と事務組織との連携により就職支援が組織的に取組まれている。これらの全学的な就職支援の取組みの結果、卒業生のうち求職者は全員就職を果たす成果を挙げている。

キャリア支援室を図書館内に設置し、求人情報、企業パンフレット、大学院進学などの資料を自由に学生が利用できる環境を整備していることに加え、各学科において学内就職説明会を開催し充実した進路支援を行っている。

早期より「プレイスメントブック」を配付し、就職活動を具体的かつ時宜に即してサポートできる体制を整えている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスは、学生委員会、メンタルサポートセンターを含む保健管理センターが中心となり、多様な学生サービスを行う厚生補導のための体制が整備されている。日本学生支援機構以外にも入学試験特待制度、在学生特待生制度、地方公共団体や民間団体の奨学金制度等、多岐にわたる奨学金を扱っており、学生の経済支援を行っている。

学生の課外活動は多くの団体が学友会のもとで運営され、大学は施設の提供や活動資金の配分など適切に支援している。健康相談、心的支援は、保健管理センターが中心に担っている。学生からの健康面での相談は、学校医と看護師が交代で常駐勤務している保健室が担当し、心的支援については、保健管理センターのもとにメンタルサポートセンターを設置し、カウンセラーによる学生相談が実施されている。大学が独自に開発した「ストレスフリー療法」及び複数の診療機関との連携により、学生の健康維持を図っている。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を達成するために必要な教育環境として、大学設置基準及び理学療法士作業療法士学校養成施設、柔道整復師学校養成施設、保健師助産師看護師学校養成所の各指定規則に適合した施設・設備を確保している。図書館は、図書委員会により計画的な図書増冊が図られている。コンピュータールーム、スタディルーム、グループ研究室などが整備され、「図書館の手引き」で利用方法が明示されている。

学外の臨床実習施設は、附属診療所を含め確保されている。IT 環境は学術情報センターにおいて整っている。多目的トイレ、誘導用ブロック、点字案内、階段手すりなどのバリアフリー環境が整備されている。また、建物は耐震基準に適合している。

科目ごとに内容に応じたクラスサイズが設定され、大講義室、中講義室、小講義室が適切に配置されている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援、心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活及び学修環境に関する学生の意見や要望の把握は、学生担任やアドバイザーによる聴取によって、また目安箱メールによってくみ上げられる仕組みを有している。目安箱メールは、「了徳寺大学目安箱メールに関する規程」に基づき、事務局長が関係部署と対応協議の上、結果を学長に報告し、記録するとともに、一定期間保管することとなっている。

これらによって得た情報を活用し、学生の要望を分析した結果、試験結果の掲示方法の変更や学内照明の LED 化など、学修環境が改善された実績を有している。これらから、学生からくみ上げた意見や要望を大学の改善に生かすための PDCA サイクルは機能して

いるといえる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を概ね満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を概ね満たしている。

〈理由〉

学部、学科のディプロマ・ポリシーは大学の教育目的を踏まえて明確に定められており、ホームページ、大学案内等により学内外に周知している。

単位認定基準、卒業認定基準はディプロマ・ポリシーを踏まえて学則及び履修規程に定め、厳正に適用している。また、進級基準を定めない単位制を採用し、科目の再履修等に関する丁寧な指導を行っている。一部の必修科目についてシラバスが作成されていないので、改善は必要であるが、卒業認定要件として所定の単位数の修得の他に卒業試験を制度化し、ディプロマ・ポリシーに沿った質の高い医療人の輩出に努めている。

成績評価には GPA(Grade Point Average)制度を導入し、履修登録単位数の上限緩和や学修指導の指標として活用している。成績評価基準と GPA 制度はホームページ、学生便覧・履修の手引に記載して学生に周知している。

〈改善を要する点〉

○一部の必修科目についてシラバスが作成されていないので、改善が必要である。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部、学科のカリキュラム・ポリシーは、大学の教育目的を踏まえて明確に定められ、ホームページ、大学案内等で学内外に周知している。各学科の教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成している。また、カリキュラムツリーを作成してカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を保つ工夫をしている。

シラバスは学内規則に基づき作成し運用している。履修登録単位数の上限は学科ごとに履修規程で定めており、単位制度の実質化が図られている。

教養教育については、学部内に教養部を設置して大学の教育理念の一つである「医療と芸術の融合」を反映させた科目編成のもとで特色ある教育を実施している。

各学科において少人数編成クラスの導入、視聴覚教材の有効活用、複数教員による学修指導の実施などの教育効果の向上を図る取組みを行っている。また、授業改善委員会を設置して教授方法を改善するための組織的な取組みを推進している。

〈優れた点〉

○各学科において科目履修の先修条件を設定し、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系性や順序性を担保する仕組みを運用していることは評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果を点検・評価するために、授業改善委員会と学生委員会を設置して学生の学修状況、資格取得状況、就職状況の把握に努めており、科目レベル、教育課程レベルでのアセスメントを実施している。また、自己点検・評価委員会と自己点検評価室を設置して「教育力向上のための PDCA サイクル」を定めて運用し、ディプロマ・ポリシーに沿った授業の実現と学修成果の向上を目指している。

授業改善アンケート、学生生活アンケートの結果は、それぞれ授業改善委員会、学生委員会が分析して教授会に報告し、教員にフィードバックして学修指導の改善と学修成果の点検・評価に役立てている。

各学科で取得を目指す医療系国家資格については、学科ごとに教員のきめ細かい指導のもとで国家試験に備えた取組みを展開しており、良好な成果を得ている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を概ね満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を概ね満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長のリーダーシップについて、学長は大学の教学上の決定権者であることを規則上に担保するための改善が求められるが、学長自らが教授会の議長となり、出席者に意見を求めた上で意思決定をしている。加えて、企画会議においても議長を務めリーダーシップを発揮している。

権限の分散と責任の明確化については、学則第 51 条により、副学長は学長を補佐し、学長不在のときは学長を代行する旨を定めている。また、「了徳寺大学事案決定実施要綱」で、学長の決定対象事項を定めるとともに、学部長、教養部長、学生部長、附属図書館長の決定対象事項も定めており、権限の分散と責任の明確化が概ね図られている。

教学マネジメントを遂行するため学長のもと、事務局が設置され、法人部、財務会計課、進路開発部、情報管理室、地域貢献部、総務課、自己点検評価室が配置されている。

〈改善を要する点〉

○教授会の役割、学長が定める教育研究に関する重要事項が、規則上明確ではないので、学校教育法第 93 条第 2 項に基づき、教授会規程の改正などの改善が必要である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準で定める必要専任教員数、教授数を理学療法学科、整復医療・トレーナー学科、看護学科ともに充足している。

教員の採用・昇任の方針に基づく規則は、「了徳寺大学教員選考規程」及び「了徳寺大学

教員選考基準」にて定められている。また、「了徳寺大学教員任用規程」により任期及び再任等について定めている。

教員の資質向上を目指し、開学より教職員研修会議を置き、教育目的に基づき教育活動、教授法及び教職員の相互研さんの支援、研修会・検討会を実施している。同会議は平成23(2011)年4月授業改善委員会に名称変更し教員研修、FD活動に取り組まれている。

また、平成19(2007)年4月からは「FDネットワークつばさ」に加盟し、同ネットワークの主催する研修会、FD合宿等に教職員を派遣している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職場研修として、平成31(2019)年3月に防火管理研修、4月にはFD研修を兼ねて「アカデミックハラスメント防止研修」を開催している。また、職場外研修として、平成30(2018)年6月にNPO法人大学職員サポートセンター主催「大学職員力養成セミナー」などへ職員を派遣している。また、これらの研修内容については、事後において他の職員に情報共有が図られている。

SD研修計画・方針に係るPDCAの仕組みについては今後作成する予定ではあるが、令和元(2019)年度からSD研修方針及び研修計画を作成し、計画的な取り組みを開始している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究機関として総合文化研究所、ストレスフリー療法研究センター、ウェルネストレーニングセンターを設置し、大学の使命・目的及び教育目的に沿った研究活動を展開している。また、研究活動は全て「了徳寺大学学術研究倫理憲章」に即して実施されている。

生命倫理に関する研究活動は、文部科学省及び厚生労働省による「人を対象とした医学系研究に関する倫理指針」にのっとり作成した「了徳寺大学における研究に係る生命倫理に関する指針」に従い、毎年度「了徳寺大学生命倫理審査委員会規程」による倫理審査を受け、承認された事案が実施される仕組みである。

研究費の運営・管理、研究の不正防止、研究に用いる試薬類についても適切な規則を設け、厳正な運用を行っている。

教材研究費、課題研究費、学科研究費等の費用面については、「学校法人了徳寺大学学内研究費運用規程」に取扱い方法を定め運用している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「開学の理念」に定める大学の使命と寄附行為、学則、法人諸規則にのっとりた大学運営を展開している。法令対応として、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定する 9 項目及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で指定する教員の養成の状況に関する情報の 6 項目については、ホームページ上で公開している。使命・目的の実現に向けた「了徳寺大学憲章」を掲げ、三つの行動指針を信条とする旨を役員、教職員に対して周知している。

教育環境の保全に対しては法定点検及び「学校法人了徳寺大学保健管理センター規程」や「学校法人了徳寺大学教職員衛生管理規程」に基づいた自主点検を実施するなど、良好な教育環境、職場環境の維持に努めている。

「学校法人了徳寺大学人権侵害の防止に関する規程」に基づき、人権委員会を設置し、人権侵害の未然防止を目指した講習会を実施し、安全への配慮としては、防火・防災管理委員会によって、教職員と学生を対象とした防災訓練を実施している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

平成 30(2018)年度は理事会を 6 回開催し、予算、補正予算、決算、事業計画等を審議・決定している。また、令和元(2019)年 5 月には、理事の選任区分は寄附行為第 6 条の定め

る1号理事1人、2号理事2人、3号理事4人と計7人で構成されており、任期を2年としている。

理事会のもとに理事長及び常勤理事で構成する常任理事会を置き、「学校法人了徳寺大学常任理事会規程」に基づく運営を行っている。

平成31(2019)年4月からは「学校法人了徳寺大学内部監査規程」に基づき、理事長のもとに内部監査室を設置し、内部統制環境を整備している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目5-3を満たしている。

〈理由〉

法人の管理運営機関の意思決定と大学の管理運営機関の意思決定間の円滑化を図るために、「了徳寺大学合同会議要綱」を定め、理事長、若干名の理事、学長、副学長、学部長、教養部長、学生部長及び附属図書館長によって構成される「了徳寺大学合同会議」では、(1)学校法人経営の計画及び実施に関する報告(2)教育研究の計画及び実施に関する報告(3)学校法人及び教学組織相互の意見交換—を議することと定めている。

また、教職員からの提案や要望をくみ上げる仕組みとして「お伺い書」が運用されている。監事2人は理事会に出席し、法人の業務・財産の状況を監査している。

評議員会は、平成30(2018)年度において3回開催され、寄附行為第22条に基づき予算、事業計画等の諮問を行っている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目5-4を満たしている。

〈理由〉

学生数の確保により安定的な学生生徒等納付金収入が計上されている。今後とも同水準程度の学生生徒等納付金収入が見込まれている。平成30(2018)年度の教育活動資金収支差額、経常収支差額ともに黒字を計上しており、収益面にも特段の問題は見られない。経常収支差額は、平成29(2017)年度比で減益となったものの、翌年度繰越収支差額は前年度比で大幅に増加している。特に、附属診療所における医業収益は飛躍的に増加している。

また、策定途上段階にある中長期財務計画では、5年後の授業料完全無償化をストレスフリー器販売により実現する計画骨子としている。

組織合理化や業務の効率化、人員整備により人件費の削減と組織強化を実現しており、内部監査についても平成 31(2019)年度から組織を新設して内部監査に係る新たな取組みを開始している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人了徳寺大学経理規程」「学校法人了徳寺大学経理規程施行細則」及び学校法人会計基準に基づき、適切に予算案策定から執行と会計処理を実施している。

予算策定は、各部の要望を財務会計課において取りまとめ、各部課、各学科及びセンター等の所属長とのヒアリング後に最終作成したものを評議員会と理事会に付議し、承認するプロセスとしている。また、予算執行は、個別承認手続きが事案ごとに行われ、予算残額管理は所属長と財務会計課で実施している。

期中において予算かい離が発生した場合は補正予算を編成することとし、平成 30(2018)年度も期末に補正予算を編成している。

会計監査は、「学校法人了徳寺大学監事監査規程」に基づき運営され、監事による適切な監査を実施しており、私立学校振興助成法第 14 条に定める計算書類は、公認会計士による監査を適切に受け、文部科学大臣に届けている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を概ね満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証における「質」を、「設置目的」にうたう「総合的な教養を身につけた高度で資質の高い医療専門職の人材育成」と捉え、「学校法人了徳寺大学自己点検・評価に関する規程」を定め、中核的な恒常的組織として自己点検・評価委員会を設置している。規則は大学の学則に基づき、「本学の教育研究水準の向上を図り、もって、本学の目的及び

社会的使命を達成するため、自ら行う点検・評価に関し必要な事項を定めること」を目的としている。自己点検・評価委員会は、理事会のもと、学長を委員長に、副学長、学部長、教養部長、学生部長、附属図書館長及び理事会から選出された理事により構成されている。下部組織として、教育研究活動に係る事項について評価を行う「教育研究部会」と、法人において、管理運営活動に係る事項について評価を行う「管理運営部会」を置き、いずれも自己点検評価室が事務局となり活動をしている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会では、規則に定められた「建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的」「教育課程」等の 11 項目と、同委員会が「必要と認めた事項」についての評価を行っている。評価は原則として 3 年周期で報告書としてまとめ、理事会に提出し、公表することとしている。策定された規則の趣旨に沿った運用は十分とはいえないが、今回の認証評価において、自己点検評価室を新設し、日本高等教育評価機構の「エビデンス集（データ編）」に則したデータ収集により、単年及び経年比較分析等、IR 機能は高まりつつある。

三つのポリシーを定め、公開授業、学生生活アンケート、「FDネットワークつばさ」との連携により、授業改善アンケートを学修成果の点検に用いるなど、学修成果を焦点とする査定は概ね構築されている。

6-3. 内部質保証の機能性

- 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を概ね満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会は、ディプロマ・ポリシーに沿った授業の実現のため、「『教育力向上のためのPDCAサイクル』における指導・助言のための指針」を定めている。また、所属長が各授業担当者にシラバスの見直しなどを指導、助言する際に用いる指針を定めるなど、三つのポリシーを起点とした内部質保証のため、自己点検・評価を行い、その結果を教育の改善・向上に反映すべく努めている。

管理運営面においては、前回の認証評価における指摘事項に対する検証や、その後の自

主性・自律性の裏付けを伴う継続した自己点検・評価が十分に行われているとは言い難い。したがって、内部質保証に関する機能性については担保されておらず、改善が求められるが、内部質保証のための組織の整備及び責任体制は確立されていることから、今後の一層の取組みが期待される。

〈改善を要する点〉

○シラバスや教学マネジメントにおいて、改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とは言えないため改善が必要である。

〈参考意見〉

○認証評価の目的に鑑み、認証評価において指摘された事項への検証とその対応策を講じることにより、大学の管理運営に反映されることが望まれる。
○教授会規程をはじめとする規則の整備と、策定された規則の趣旨に沿った運用が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1. 大学の人材力による社会への貢献

- A-1-① 公開講座と実技指導
- A-1-② 地域自治体の施策への協力

A-2. 地域の事業との連携

- A-2-① 地域の保健・医療・福祉の向上に寄与するための連携—「あんしんマンションライフ」事業との連携—

【概評】

大学の開学の理念に「地域、国、やがて世界に貢献することを誓い、開学する」と掲げ、これを具現化して地域社会における大学の役割を果たすため、大学の教職員と学生が一体となり、それぞれの人材力を活用した活発な社会貢献活動を開学以来、継続的に実施している。具体的には、地域住民に対しては健康増進や災害対策に関する知識と情報を提供する公開講座を開講している。また、学外で実施されている公開講演会や研修会等に専任教員を講師として派遣し、大学の教育研究の成果を広く社会に発信している。特に、大学として世界水準の実績と指導力を有する柔道について、柔道界の第一線で活躍する選手が小学生から高校生までもを対象に学内の体育施設で実技指導を行うことで、青少年の育成に貢献している。

大学に設置された地域連携委員会と地域貢献部は、各学科の教員の協力を仰ぎながら浦安市と積極的な連携をとり、地域の自治体活動や文化事業に対して人的、物的な支援を行っている。また、行政の指定避難所として大規模災害の発生にも備えている。

了徳寺大学

地域住民の高齢化率の上昇を見据え、浦安市が取り組む高齢者対策モデル事業の一環として、大学近郊のマンション管理組合と連携する「あんしんマンションライフ事業」を発足させて持続的な活動を展開している。そこでは各学科の教員が健康の維持増進に関する啓発的な講演を行うほか、日常生活に密着した実技の実施や体験ブースで学生と住民が交流するなど、大学の人的資源と特色を生かす企画に工夫を凝らしている。地域連携委員会と地域貢献部は、住民からの意見を大学にフィードバックさせて活動の振返りや今後の発展の方向性を検討する体制を整えている。

特記事項 (自己点検評価書から転載)

1. ストレスフリー療法(研究活動)

ストレスフリー療法は、特定の体表点(独自で発見した足裏を中心とする複数の体表点)に直径 3mm の小さな導子を当て、火傷しない 49℃未満の温熱刺激を独自のリズムで与えることのできる「ストレスフリー器」を用いて 30~45 分間かけて施術するという、本学が開発した独自の治療法である。

ストレスフリー療法の効能として、血液中のコルチゾール低減と毛細血管における血流の増加、腸管蠕動の活性化、血中免疫細胞増多や制御性 B 細胞における IL-10 発現増多が生じることを国内外の学術誌へ報告してきた。ストレス環境下で分泌が亢進するコルチゾールを低減するだけでなく、リラクゼーション効果が極めて高い治療法であるためストレスフリー療法と命名し、国内外で特許を取得している。

治療効果の機序を、順を追って紹介する。まず注目すべきはコルチゾールの低減である。コルチゾールは医療現場では副腎皮質ステロイドや糖質コルチコイドと呼ばれ、投与量にもよるが長期間の投与で多彩な有害事象が生じる。高血圧、脂質異常症、糖尿病、骨粗鬆症、白内障、緑内障、筋力低下、脂肪沈着、不眠症、うつ病、免疫不全などである。いずれも老化現象であり、老化を促進させるホルモン製剤であると言える。ストレスを受け続ければコルチゾール分泌過多となり、同様の有害事象が生じる。それが慢性化することで生活習慣病をはじめ、数多くの疾患における主原因になっているのではないかと仮説を立てている。コルチゾールは末梢血管収縮作用があり、低減させることで末梢毛細血管の拡張に伴う組織血流増加が起こる。血流により生命の最小単位である細胞は維持されており、毛細血管に血流が増えることで細胞の活性化や組織修復能力が高まる。血中へ免疫細胞増多と制御性 B 細胞における IL-10 発現増多は免疫増強および免疫調整作用と言い換えられる。つまり、ストレスフリー療法はストレスを除去し、血流を増やし、自然治癒力を高める治療法と言える。投薬する治療法ではないため有害事象がほとんどと言ってよいほど無く、極めて安全な治療法であることも特筆すべきと考える。

本治療法が普及し「医療費削減」や「健康寿命延長」、「介護不要の高齢者増加」を達成できれば、現在の日本を悩ます「社会保険料の増加」や「働き手の不足」、「介護問題」が解消され、増税も不要となり、これからの日本を担う子供達や若者達へ希望のある未来を作り出せるというビジョンを描いている。

2. ストレスフリー体験室(学生と教職員の福利厚生)

平成 29(2017)年 8 月より校舎内にストレスフリー療法の施術が可能なスペースを設置し、学生と教職員がいつでも利用できるようにした。「大学憲章」で謳う、学生および教職員の人生を咲かせるためである。学生生活や就労による疲労の軽減や、日々の体調管理に寄与し、年に延べ 800 名程度が利用している。

3. 難病無料相談室(社会貢献および研究活動)

平成 30(2018)年 12 月より校舎内に難病無料相談室を設置した。様々な疾患や診断のつかない症状、年齢や合併症により標準治療を受けられず苦しむ方々を対象に無料で医師による医療相談を行い、希望者にはストレスフリー療法を複数回無料で体験できるようにした。「大学憲章」で謳う、地域の人々の人生を咲かせるためである。また、この療法の体験

了徳寺大学

を希望し、研究に同意が得られた来室者については研究活動も行っている。